

グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業 募集要項

本事業では、以下の3つを支援します。

- ① 製品のライフサイクル全体における GHG 排出量であるカーボンフットプリント (以下、「CFP」という。)¹ を算定する
- ② CFP の算定結果を踏まえて、GHG²削減施策の検討や削減計画の策定を行う
- ③ 削減計画を基に、GHG 削減を実現するグリーン製品の開発・生産に加え、ブランディング・PR 戦略を立案する

また、上記 GHG 削減やグリーン製品のブランディング、PR に用いる助成金の申請に係る支援も行います。

募集の概要 (詳細は次項以降を参照)

1. 事業概要

GHG 排出量を削減したグリーン製品の開発や生産を目指す東京都内の企業を公募・選定し、CFP の算定、GHG 排出量削減策の検討、開発・生産したグリーン製品のブランディングや PR の伴走支援及び (公財) 東京都環境公社 (クール・ネット東京) が実施する助成金の申請のサポートを行います。

2. 対象事業者

① GHG 排出量の少ないグリーン製品の開発を行なっている、もしくは行う予定のある単独企業・企業グループとします。企業グループは1グループあたり6社までです。

※単独企業は、中堅企業・中小企業・スタートアップのみが対象です。

② 都内に本社を置いている単独企業、または、グループの代表となる企業が都内に本社を置いており、グループを構成する企業の過半数が都内に事業所を置いている企業グループとします。

3. 実施内容

CFP の算定、GHG 排出量削減計画の策定、(公財) 東京都環境公社 (クール・ネット東京) への助成金申請、製品のブランディング・PR 戦略の立案などの支援やアドバイスを行います。本事業では、書類による審査を経て、計5件程度の採択を予定しています。

4. 応募方法

次項以降の詳細情報を確認の上、別添の申請書を電子メールで提出してください。

応募受付期間：令和7年6月17日(火)～令和7年8月20日(水)

5. お問い合わせ先・応募書類提出先

グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業 運営事務局
(ポストン・コンサルティング・グループ合同会社)

メールアドレス：TokyoCFP@bcg.com

¹カーボンフットプリント (CFP)・・・製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を、CO2 排出量として換算した値のこと。

² Greenhouse Gas の略。二酸化炭素 (CO) やメタン (CH4)、一酸化二窒素 (N2O)、フロンガス等が該当する

(2) 募集内容

【募集対象企業等】

対象事業者は、次に掲げるすべての事項を満たす企業であることとします。企業の区分は別紙をご参照ください。

- 企業グループでの応募の場合
 - 大企業、中堅企業、中小企業等でサプライチェーンを構成し、グリーン製品の開発・生産に取り組む企業グループであること
 - グループの代表となる企業は、都内に本社を置いていること
 - グループを構成する企業は、過半数が都内に事業所を置いていること
ただし、都外の企業については、日本国内に本社を置いていること
 - 1グループ最大6社までとすること
- 企業単独での応募の場合
 - 中堅企業、中小企業、スタートアップであること
 - 都内に本社を置いていること

【募集する事業の内容】

本事業では、CFPの算定、GHG排出量削減計画の策定、(公財)東京都環境公社(クール・ネット東京)への助成金申請、製品のブランディング・PR戦略の立案などの支援やアドバイスを行います。書類による審査を経て、計5件程度の採択を予定しています。

※企業グループ・・・2グループ(1グループ最大6社)、企業単独・・・3社

【スケジュール(予定)】

本事業は以下のスケジュールでの実施を予定しています。なお、実施スケジュールは事業の進捗等により変更となる可能性があります。



① **CFP 算定支援・削減策検討 令和7年10月～令和8年3月(予定)**

- a. 採択企業は、CFPの算定に必要なデータの収集を行い、事務局がCFPの算定を行います
- b. CFPの算定結果を踏まえて、既存のGHG削減の取組や事務局が提供する参考情報を活用して、GHG削減施策の検討や削減計画の策定を行います
- c. CFP算定、削減計画の策定後、東京都が行う事業成果の広報及びPR(中間報告会等)に参加します

② **助成金申請 令和7年10月～令和8年11月(予定)**

- a. GHG削減やグリーン製品のブランディング、PRに用いる助成金の申請を行います。事務局が申請書作成を支援します

③ **CFP削減策の実行・ブランディング/PR戦略立案 令和8年4月～令和9年2月(予定)**

- a. 削減計画を基に、GHG削減を実現するグリーン製品の開発・生産における削減策を開始します。事務局が進捗を管理するとともに必要な助言を行います
- b. 事務局の助言のもと、GHG削減を実現するグリーン製品のブランディングやPR戦略の立案を行います

④ **事業の成果報告・情報発信 令和9年1～3月(予定)**

- a. 事業成果の広報及びPR(最終報告会等)を実施します

【応募方法】

本事業への参加を希望する事業者は、以下の応募受付期間内に、申請書を運営事務局宛てに電子メールにて送付してください。

応募受付期間：令和7年6月16日(火)～令和7年8月20日(水)

提出先：グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業 運営事務局
(ボストン・コンサルティング・グループ合同会社)

メールアドレス：TokyoCFP@bcg.com

提出書類：必要項目を記載した申請書

※審査に必要な情報等を確認するため、運営事務局より追加での情報提供を求める場合があります。

ご了承ください。

(3)審査

【選定方法】

提出書類の事前審査及び外部有識者等で構成する審査会の審査結果により、採択可否を決定します。選定にあたっては、個別にヒアリングをさせていただく可能性があります。

【審査項目】

審査では、以下の観点に基づく評価を行います。

- **適格性**
 - (グループ応募の場合) 募集要項に沿った企業の構成・数での応募になっているか
 - グループの代表となる企業及び単独で取り組む企業は、都内に本社を置いているか
 - グループを構成する企業は、過半数が都内に事業所を置いていること。ただし、都外の企業については、日本国内に本社を置いていること
 - 対象製品が決まっているか
- **推進体制**
 - 関連する経験がある者が入っており、事業を円滑に進められるか
 - (グループ応募の場合) 協力体制と役割分担が明確か
- **実現可能性**
 - **CFP 算定**
 - CFP 算定にあたってデータが入手可能か
 - **GHG 削減**
 - 削減インパクトやポテンシャルがあると想定される製品か
 - GHG 削減に取り組む具体的な施策計画があるか
- **波及効果**
 - 情報発信を通じて、他企業への波及効果が期待できるか

(4)助成金の申請・支払い

- ① 採択された企業のうち都内に事業を設置する中堅企業・中小企業・スタートアップは、(公財) 東京都環境公社(クール・ネット東京)の助成金申請の対象となります。助成金の詳細については(公財)東京都環境公社(クール・ネット東京)のHPを必ずご覧ください(<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/green-supply>)。

(5) 留意事項

支援先は、以下の事項を満たしている必要があります。

- 以下の事業を営んでいないこと
 - 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
 - 政治活動に該当する事業
 - 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
 - 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により定める風俗営業など)
 - 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断される事業
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- 本事業による助成対象事業について、他の助成金又は補助金を受給していないこと
過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること
- 法令を遵守していること

以下の場合、審査対象外とします。

- 応募内容に不備がある場合
- 応募に際し虚偽の情報を記載し、そのほか運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- 募集要項が定める事項を満たさない場合
- その他、都が不適切と判断する場合

事業実施にあたり、以下の点にご留意ください。

- 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都、運営事務局、審査員にて本事業に必要な範囲で利用、共有されます。また、応募情報を事前の承認なく、都、運営事務局、審査員以外の第三者に提供することはありません
- 審査経過・審査結果に関するお問い合わせには応じられません
- 本事業への参加が不適切であると都及び運営事務局が判断した場合には、途中で辞退いただく場合があります
- 本事業の実施は、関係法令等を遵守し、採択された企業または企業グループの責任で行ってください。本事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、採択された企業または企業グループがその費用を負担してください

(6) お問い合わせ

グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業 運営事務局
(ポストン・コンサルティング・グループ合同会社) メールアドレス：TokyoCFP@bcg.com